

<事業概要>

外来対応医療機関確保事業

1 事業内容

外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行う。

2 対象施設

令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関

3 事業期間

令和5年3月10日から令和6年3月31日まで

（※当該期間中に購入・発注・契約・納品・支払したものが対象。）

4 対象経費及び基準額

外来対応医療機関を新設するために必要な次に掲げる経費

- (1) 患者案内のための看板の設置料
- (2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- (3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- (4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費
- (5) 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

5 補助率

10分の10